

浪江町原発ADR集団申立について

平成25年6月29日

浪江町支援弁護士団

1. これまでの活動

4月 7日 (日)	行政区長・自治会長説明会
4月18日 (木)	参加申込書・委任状・アンケート発送
5月 7日 (火)	第1次締め切り
5月11日、19日	弁護士団の現地調査
5月22日 (水)	東電に要求書提出、エネ庁に要望書提出、記者レク
5月29日 (水)	浪江町原発ADR集団申立
5月31日 (金)	第2次締め切り、東電から回答、文科省に要請書提出
6月12日 (水)	原子力損害賠償紛争審査会の現地調査
6月13日 (木)	仲介委員3名、調査官6名指名
6月17日 (月)～	アンケート自由記載欄集計
6月22日 (土)	原子力損害賠償紛争審査会

2. 集団申立の概要

(1) 1次申立

①日時・場所

5月29日 (水) 14時

原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所

②申立人数・世帯数

申立人数：11,250人／21,436人

世帯数：4,764世帯／10,109世帯

避難地域：40都道府県／46都道府県

年齢分布：0歳～99歳 (H23.3.11当時)

※ADR・訴訟中、事故後の出生・死亡などは申立留保中

(2) 申立の目的

①原発事故の被害実態を明らかにすること

②中間指針を被害実態を反映したものに改定させること

③原発事故被害の完全賠償を実現すること

※集団申立は町が町民の代理人となるため、慰謝料増額に限定

(3) 申立の趣旨

①謝罪

相手方は、福島第一原発事故により浪江町全域に高濃度の放射性物質を放出させ、申立人らの生活のみならず、浪江町全体を崩壊させたことに対する法的責任を認め、申立人らに対し、真摯に謝罪する。

②原状回復

相手方は、前項の責任に基づき、浪江町全域を、平成23年3月11日以前の放射線量のレベルまで、最大限の努力をもって速やかに除染する。

③慰謝料増額

相手方は、第1項の責任に基づき、申立人らに対し、平成23年3月11日から第2項の除染を達成するまでの間、その精神的損害の賠償として、現在の1人月額10万円の支払いに加え、1人月額25万円を支払え。

※個別事情による慰謝料増額請求は対象にしていない

※避難費用や財物損害についても対象にしていない

④弁護士費用など

相手方は、申立人らに対し、本件申し立てに関して支出を余儀なくされた適切な弁護士費用および実費相当分を支払え。

3. 東電・エネ庁・文科省（審査会）について

(1) 東電・エネ庁

慰謝料月10万円の支払継続と、不利益な取扱いをしないよう要求・要望。東電から支払継続と不利益な取扱いをしないとの文書回答を得る。

(2) 文科省（審査会）

被害実態調査と調査をふまえた中間指針の改定を要請。

6月22日審査会で、能見会長が財物賠償と精神損害につき見直す発言あり。

4. 今後の予定

(1) 追加申立

①2次申立

7月2日（火）13時30分

2,809人・合計14,059人／21,436人

世帯数：1,116・合計5,880世帯／10,109世帯

②申立留保者の対応

ADR・訴訟係属中の集団申立希望者に意思確認中。

(2) 今後のADR手続

- ・申立の受理 【済】
- ・仲介委員の指名 【済】
- ・事案の詳細な検討 【進行中】
- ・答弁書の提出 【7月16日】
- ・進行協議、調査官の調査 【7月下旬～】
 - ※仲介委員、調査官へ現地調査の要請
 - ※被害実態報告書提出など
- ・口頭審理期日、現地調査 【8月、9月？】
- ・和解案の提示 【年内？】
- ・和解の成立・不成立 【年度内？】

5. 今後の課題

(1) 被害実態の立証

陳述書作成、仮設の写真ビデオ撮影など。

(2) 中間指針の改定に向けた取り組み

ADR：被害実態を明らかにし、適切な和解案の提示を求める。

審査会：被害実態報告書を提出し、中間指針の改定を求める。

避難者が声をあげることも必要。

(3) 時効問題についての取り組み

損害賠償請求権は3年で時効消滅。5月29日に特例法が成立。

しかし、ADR打ち切り通知後1か月以内に提訴が必要。

集団申立は損害の一部のみ対象。損害の全てに適用されるか不明。